

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律

第一条 この法律は日本国とアメリカ合衆国と
の間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づ
く施設及び区域並びに日本国における合衆国軍
隊の地位に関する協定（以下「協定」という）
を実施するため、所得税法（昭和四十一年法律第
三十三号）、法人税法（昭和四十一年法律第三十
四号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三
号）、消費税法（昭和六十三年法律第八百八号）、
印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、国
際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）、
揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）、
地方揮発油税法（昭和三十年法律第四百四号）、
石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）
及び石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五
号）の特例を設けることを目的とする。

第二条 この法律において「合衆国」とは、アメリカ合衆国をいう。

2 この法律において「合衆国軍隊」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保険条約に基づき日本国にある合衆国の陸軍、空軍及び海軍をいう。

3 この法律において「合衆国軍隊の構成員」、「軍属」又は「家族」とは、協定第一条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族をいう。

4 この法律において「軍人用販売機関等」とは、協定第十五条第一項（a）に規定する諸機関をいう。

第三条 左に掲げる所得については、所得税を課す

二 合衆国軍隊の構成員、軍属又はこれらの者の家族が、合衆国軍隊における勤務又は合衆国軍隊若しくは軍人用販売機関等による雇用に因り受ける所得

びに投資のため又は事業を行っために有する資産を含まない。)を他のこれらの方に譲渡し、贈与し、又は遺贈した場合において、当該譲渡、贈与又は遺贈に因り生ずる所得

(軍人用販売機関等の建設、維持又は運営を除く。以下同じ。)に關して合衆国政府と締結した契約(以下「建設等契約」という。)に基き日本国において当該契約に係る建設、維持又は運営のみの事業をなすもの(以下「個人契約者」という。)の当該契約(合衆国において締結されたものに限る。)に係る建設、維持又は運営の事業から生ずる所得(建設等契約を帝籍にて個人契約者又は合衆

（更詳等を除く）の個人（契約者）に合意された法律に基いて設立され、若しくは組織された法人で協定第十四条第一項の指定を受け、かつ、建設等契約に基き日本国において当該契約に係る建設、維持又は運営のみの事業をなすもの（以下「法人契約者」という。）の被用者（通常合衆国に居住する者で当該指定を受け、かつ、当該事業に従事するためのみ日本国にあるものに限る。以下同じ。）が、当該個人契約者又は法人契約者から当該

建設等契約（合衆国において締結されたものに限る。）に係る建設、維持又は運営の業務に従事することによる対価として受ける所得の個人契約者が、その締結した建設等契約に係る建設、維持又は運営のみの用に供するため日本国において有する資産で使用又は保存に因る減もう等に因り減価するもの（家屋を除く。）を、法人契約者又は他の個人契約者に対し、当該法人契約者又は個人契約者の締結した建設等契約に係る建設、維持又は運営の事業の用に供するため譲渡し、贈与し、又

六　個人契約者又はその者若しくは法人契約者は遺贈した場合において、当該譲渡、贈与又は遺贈に因り生ずる所得で、合衆国軍隊の権限ある官憲により当該譲渡、贈与又は遺贈による所得である旨の証明がされたもの

六 個人勢総者又はその者若しくは法人勢総者の被用者が、当該個人契約者の締結した建設

等契約に係る建設、維持若しくは運営の事業のためのみ、又は当該被用者が被用される個人契約者若しくは法人契約者の締結した建設等契約に係る建設、維持若しくは運営の業務に従事するためのみ日本国に滞在す

ことにより日本国において有する資産（不動産及び不動産の上に存する権利、投資のため又は他の事業を行うために有する資産並びに前号に規定する資産を含まない。）を、他の個人契約者（個人契約者若しくは法人契約者の他の被用者若しくは法人契約者又は合衆

七 合衆国軍隊の構成員、軍属若しくは合衆國軍隊の構成員若しくは軍属の家族に対して譲渡し、贈与し、又は遺贈した場合において、当該譲渡、贈与又は遺贈に因り生ずる所得で、合衆国軍隊の権限ある官憲により当該譲渡、贈与又は遺贈による所得である旨の証明がされたもの

法人契約者の被用者に対する所得は役務の提供から生ずる所得合衆国軍隊の構成員、軍属若しくはこれらの者の家族又は個人契約者若しくはその者は法人契約者の被用者が、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる所得につき、日本国に居所を有することにより合衆国の所得税を課せられない場合には、当該所得については、同項の規定は適用しない。

合衆国軍隊の構成員、軍属、これら者の家の家族、個人契約者若しくはその者若しくは法人契約者の被用者又は軍人用販売機関等に対する所得徴税法の適用については、これらの者は、当該合衆国軍隊の構成員、軍属若しくはこれらの者の家族がこれら者のとして日本国に滞在する期間、当該個人契約者がその締結した建設等契約に係る建設、維持若しくは運営の事業のためにのみ日本国に滞在する期間、当該被用者が被用されている個人契約者若しくは法人契約者が締結した建設等契約に係る建設、維持若しくは運営の業務に従事するためのみ日本国に滞在す

（法人税法の特例）
四条 左に掲げる所得については、法人税を課する期間又は軍人用販売機関等が軍人用販売機関等である期間は、これらの者が同法施行地に住所及び居所を有していない期間とみなす。

四条 左に掲げる所得については、法人税を課さない。

一 法人契約者の締結した建設等契約（合衆国において締結されたものに限る。）に係る建設、維持又は運営の事業から生ずる所得
二 法人契約者が、その締結した建設等契約に係る建設、維持又は運営の事業のみの用に供

するため日本において有する資産で使用又は保存に因る減もう等に因り減価するもの（家屋を除く。）を、個人契約者は他の法人契約者に対し、当該個人契約者は他の法人契約者の締結した建設等契約に係る建設、維持又は運営の事業の用に供するため譲渡した

二 合衆国軍隊の権限ある官憲により当該譲渡に
合衆国軍隊の権限ある官憲により当該譲渡に
因る所得である旨の証明がされたもの

二 法人契約者が前条第一項第五号又は前号に
規定する資産を譲渡・贈与又は遺贈に因り取
得した場合における当該取得に因り生ずる所
得で、合衆国軍隊の権限ある官憲により当該
取得に因る所得である旨の証明がなされた
もの

五条 左に掲げる資産の価額は、相続税又は贈与税の課税価格に算入しない。

一 合衆国軍隊の構成員、軍属又はこれらの者の家族が相続、贈与又は遺贈により第三条第一項第二号又は第六号に規定する資産を取得した場合における当該資産の価額

二 個人契約者又はその者若しくは法人契約者の被用者が相続、贈与又は遺贈により第三条第一項第五号又は第六号に規定する資産を取扱いに當るる所の価額

得した場合における当該資産の価額
合衆国軍隊の構成員、軍属又はこれらの者の
家族に対する相続税法の適用については、これ
らの者がこれらの者として日本国に滞在する期
間は、これらの者が同法の施行地に住所を有し
ていない期間とみなす。

る用途に供される同法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等（同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。次項において「課税資産の譲渡等」といふ。）を行った場合には、消費税を免除する。

合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機
を行うた場合には、消費税を免除する。

関合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が合衆国軍隊の用に供するため購入するもの

(施行期日)
（施行期日）

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の効力発生の日から施行する。

(第十九条) 関係の経過規定

第十二条 この法律による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（以下「旧所得税法等特例法」という。）第三条第一項第三号に規定する個人契約者若しくは同項第四号に規定する被用者又は同号に規定する法人契約者が、この法律の施行前に旧所得税法等特例法第三条第一項第五号若しくは第六号又は第四条第二号若しくは第三号に規定する行為をした場合において、この法律の施行前にこれらの規定に規定する証明を受けたときは、この法律による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（以下「新所得税法等特例法」という。）第三条第一項第五号若しくは第六号又は第四条第二号若しくは第三号の規定の適用については、これらの行為を同法第三条第一項第三号に規定する個人契約者若しくは同項第四号に規定する被用者又は同号に規定する法人契約者の行為とみなす。

2 この法律の施行前に旧所得税法等特例法第九条第一項又は第十条第一項の規定の適用を受けた物品（物品税法（昭和三十七年法律第四十八号）別表に掲げる物品をいう。以下この条において同じ。）又は揮発油（揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油をいう。以下この条において同じ。）で、次項に規定するもの以外のものについては、これを新所得税法等特例法第九条第一項又は第十条第一項の規定の適用を受けた物品又は揮発油とみなして、同法第十一条（当該物品又は揮発油のうち、この法律の施行前に旧所得税法等特例法第九条第二項又は第十条第二項に規定する証明がされなかつたものについては、新所得税法等特例法第九条第二項又は第十条第二項及び第十一条の規定を適用する。

3 旧所得税法等特例法第九条第一項又は第十条第一項の規定の適用を受けた物品又は揮発油で、この法律の施行前に、これらの規定に規定

する用途以外の用途に供するために、旧所得税法等特例法第十一条第一項に規定する譲渡又は譲受けをされたものについては、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過規定)

第十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第十二条第三項又は附則第十三条第三項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三七年三月三一日法律第四号) 抄

(施行期日)
（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年四月二日法律第六七号) 抄

(施行期日)
（施行期日）

又は国税に係る過誤納金につき、従前の税法の規定により加算すべき金額については、なお従前の例による。

(輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律等の一部改正に伴う経過措置)

第十一條 施行日前に改正前の輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律、改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律又は改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律により課した、又は課すべきであつた酒税、砂糖消費税、物品税、揮発油税、地方道路税又はトランプ類税については、この附則又は他の法律に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(罰則に係る経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした国税に係る違反行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる国税に係るこの法律の施行後にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に係る経過措置)

第十九条 国税通則法附則及び前十八条に定めるもののほか、国税通則法及びこの法律第一章の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和五九年四月一三日法律第一六号) 抄

(施行期日)
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四条、第五条、第六条第二項、第八条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条及び第二十三条の改正規定並びに附則第三条及び第七条から第十二条までの規定は、昭和五十九年九月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年四月一三日法律第一六号) 抄

(施行期日)
（施行期日）

第一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる石油税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五九年四月一三日法律第一六号) 抄

(施行期日)
（施行期日）

附 則 (昭和四〇年一二月二九日法律第一五六号) 抄

(施行期日)
（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十一年二月一日から施行する。

附 則 (昭和四一年三月三一日法律第三九号) 抄

(施行期日)
（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

附 則 (昭和四二年五月三一日法律第二三号) 抄

(施行期日)
（施行期日）

て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成三〇年四月一八日法律第一六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年一月七日から施行する。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日